

内部監査委員会規定

(目的)

第1条、 規程第 15 条において内部監査の実施を定めているがその詳細を規定する。

(内部監査委員会)

第2条、 安全統括管理者直轄のもと内部監査委員会を設置する。委員会は内部監査室長を実施責任者とし営業基地監査担当及び交通事業統括部部長及び交通事業統括部課長をもって構成する。

(委員会の責務)

第3条、 委員会は安全マネジメント態勢が、適切に確立、実施、維持され機能していることを確認するため次の事項を行う。

- (1) 年 2 回以上の定期監査を実施する。
- (2) 重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合は緊急監査を実施する。
- (3) 安全統括管理者が特に必要と認めた場合は臨時監査を実施する。
- (4) 監査が終了した場合はその結果及び、改善すべき事項が認められた場合は速やかに社長に報告する。
- (5) 輸送の安全確保のため必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講ずる。

(付則)

第4条、 当面の間、委員は 4 名とし任期は定めない。

- 2 安全統括管理者は必要に応じ委員の増減、委員の変更をすることができる。

平成 18 年 10 月 1 日制定
平成 24 年 7 月 1 日改定